

議案第136号

大阪州市税条例の一部を改正する条例案

大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 事業所税」を

「第1節 入湯税（第139条の2 - 第139条の8）

第2節 事業所税」

に、「第2節 都市計画税」を「第3節 都市計画税」に改める。

第2条第2項中「事業所税」を「入湯税、事業所税」に改める。

第16条中「市民税」を「市民税又は入湯税」に改める。

第109条第2号中「いう。）」を「いう。第139条の8第1項において同じ。）」に改める。

第3章中第2節を第3節とし、第1節を第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第139条の2 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第139条の3 次の各号のいずれかに該当する者の鉱泉浴場における入湯に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、

生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

- (2) 共同浴場（市長が定めるものに限る。第139条の8第1項において同じ。）又は公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。第139条の8第1項において同じ。）において入湯する者
- (3) 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）に設置された鉱泉浴場において入湯する者
- (4) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (5) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者（当該施設に宿泊する者を除く。）

（入湯税の税率）

第139条の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日（宿泊を伴う入湯の場合には、1泊をもって1日とする。）について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第139条の5 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第139条の6 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項に規定する特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が支払うべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の規定による徴収をすべき日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した納入申告書を市長に提出すると

ともに、その納入金を納入しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 月の初日から末日までの間における入湯客の数及び納入すべき納入金の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

（鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告）

第139条の7 鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は、その経営を開始する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 鉱泉浴場の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちに、その旨及び前項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第139条の8 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者（共同浴場、公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設若しくは社会福祉施設の経営者を除く。次項において同じ。）は、1日ごとの入湯客の数及び納入すべき納入金の額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。

2 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに作成し、閉鎖後7年間これを保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）第3章第1節の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。）について適用する。
- 3 平成30年4月1日において現に鉱泉浴場を経営している者（施行日まで当該鉱泉浴場の経営を継続することを予定している者に限る。）は、同年5月1日までに、新条例第139条の7第1項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 平成30年4月2日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者（施行日まで当該鉱泉浴場の経営を継続することを予定している者に限る。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、新条例第139条の7第1項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 平成30年4月2日から同年5月1日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 同日
 - (2) 平成30年5月2日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 経営を開始する日の前日
- 5 前2項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちに、その旨及び新条例第139条の7第1項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 6 施行日に鉱泉浴場の経営を開始しようとする者については、新条例第139条の7

の規定は、適用しない。

平成29年 9 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するため、条例の一部を改正する必要がある
るので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

目次

第1章 - 第2章 省 略

第3章 目的税

第1節 入湯税 (第139条の2 - 第139条の8)

第1節 - 第2節 省 略

第2節 第3節

第4章 省 略

附則

(税 目)

第2条 省 略

2 市税として課する目的税は、**入湯税**、事業所税及び都市計画税とする。

(督 促)

第16条 納税者 (特別徴収の方法によって市民税**又は入湯税**を徴収される納税者を除く。) 又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

(交付の方法)

第109条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法 (平成26年法律第68号)

第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 省 略

(2) 対象電磁的記録 (交付に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。**第139条の8第1項において同じ。**) をいう。第111条において同じ。) に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第139条の2 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興 (観光施設の整備を含む。) に要する費用に充てるため、

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第139条の3 次の各号のいずれかに該当する者の鉱泉浴場における入湯に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
- (2) 共同浴場（市長が定めるものに限る。第139条の8第1項において同じ。）又は公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。第139条の8第1項において同じ。）において入湯する者
- (3) 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）に設置された鉱泉浴場において入湯する者
- (4) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (5) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者（当該施設に宿泊する者を除く。）

(入湯税の税率)

第139条の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日（宿泊を伴う入湯の場合には、1泊をもって1日とする。）について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第139条の5 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

(入湯税の特別徴収の手続)

第139条の6 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項に規定する特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が支払うべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の規定による徴収をすべき日の属する月の翌月の

末日までに、次に掲げる事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 月の初日から末日までの間における入湯客の数及び納入すべき納入金の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

（鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告）

第139条の7 鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は、その経営を開始する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 鉱泉浴場の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちに、その旨及び前項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第139条の8 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者（共同浴場、公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設若しくは社会福祉施設の経営者を除く。次項において同じ。）は、1日ごとの入湯客の数及び納入すべき納入金の額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。

2 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに作成し、閉鎖後7年間これを保存しなければならない。

第1節－第2節 省略
第2節 第3節